

小野町公営住宅（地域対応活用住宅）入居者募集要領

1 募集概要

本事業では公営住宅の空き住戸を「町外からの移住希望者用住宅」、「町内の定住希望者用住宅」及び「町内事業者従業員向け住宅」等として活用し、移住定住の促進と町産業を支えていく人材の居住環境を整え地域活性化を図ることを目的として入居者を募集します。

2 募集住宅（公営住宅）

団地名	所在地	部屋番号 (階数)	種別	間取り	駐車場
七合田団地	小野町大字小野新町字七合田 50	①322 号室(3 階) ②331 号室(4 階)	耐火 4 階建	3DKB	有

3 家賃

13,600 円 から 44,200 円

4 敷金

家賃の 3 か月分（入居前に入金いただきます。）

5 応募要件等

(1) 応募者（使用者）の要件

①町外からの移住を希望する者及び町内において定住を希望する者

ア 町税等の滞納がないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

②町内事業者に勤務する単身従業員

ア 町税等の滞納がないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

ウ 勤務する事業所が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく規制の対象となるような営業を行っていないこと。

(2) 入居者の要件

①使用者が町外からの移住を希望する者及び町内において定住を希望する者である場合、当該使用者及びその同居親族でありかつ下表の要件をすべて満たす者。

②使用者が単身従業員に該当する場合、当該使用者でありかつ下表の要件をすべて満たす者。

【表】

共通事項（①及び②）	1 小野町に住民票がある者、又は使用と同時に小野町に住民票を異動することが確約できる者。 2 地域対応活用住宅、付帯施設及びその敷地内を適切に維持管理できる者であること。 3 関係法令並びに条例及び規則等に違反しない者であること。 4 町税等に滞納がない者であること。 5 目的外使用の期間終了後も本町で居住する意思がある者。 6 条例第5条に規定する公営住宅に入居することができる者でないこと。 7 過去に地域対応活用住宅を使用したことがない者であること。 8 3か月以上の使用を希望していること。 9 公営住宅の自治会活動へ参加すること。 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
②に該当する場合	1 事業者との雇用関係を証する書類を町長に提出しなければならない。 2 目的外使用の開始日現在の年齢が18歳以上である者。

(3) 応募にあたっての留意事項

- ①使用決定の許可を受けた申請内容に変更が生じるときは、速やかに当該変更の内容を小野町公営住宅の目的外使用における変更届出書（様式第6号）により行ってください。
- ②地域対応活用住宅は内見及び使用開始時の現状引き渡しとします。居住性向上のための設備交換や修繕等は入居者の負担で行ってください。また、入居期間中の住宅は入居者の管理とします。
- ③当該住宅は原則模様替え及び増築はできません。ただし、現状の回復又は撤去が容易である場合において、小野町公営住宅の目的外使用における模様替え等承認申請書（様式第8号）により町長の承認を得たときは、この限りではありません。

6 入居者の選考方法

入居者の選定は、受付期間後に実施します。申込者が同一の部屋に競合する場合は、抽選により決定し、抽選方法は対象者別に連絡します。なお、入居可否の結果は申込者全員に通知します。

7 入居開始可能時期

令和8年9月1日から

8 入居可能期間

令和9年3月31日まで（更新可能（更新回数最大2回かつ最長3年以内））

9 入居申込書の配布及び受付・相談場所

(書類配布及び提出先)

小野町役場 地域整備課 (小野町大字小野新町字舘廻 92)

(郵送物提出先)

〒963-3492 小野町大字小野新町字舘廻 92

小野町役場 地域整備課 宛

10 申込受付期間

- (1) 令和8年7月29日(水)から8月21日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (2) 上記受付期間の申込者が同一の部屋に競合する場合は、抽選により決定とします。同期間中に申込みのなかった住宅については、継続して受付を行い申込み順に決定します。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

11 申込方法及び提出書類

以下の書類を郵送又は役場に直接お持ちいただく等により提出してください。

- (1) 小野町公営住宅の目的外使用申請書(様式第1号)
- (2) 小野町公営住宅の目的外使用に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 申請者及び同居しようとする親族の住民票、所得証明書及び納税証明書
- (4) 事業者との雇用関係を証する書類(※入居者が町内事業者従業員である場合のみ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

※提出様式等については相談時にご説明します。

12 その他

手続きの詳細については、下記にお問合わせください。

【お問合わせ】

小野町役場 地域整備課

電話：(0247) 72-6936